

[一気合格コース]
論文合格答案完成講座 教材

イン↔アウトの運動で実戦力を高める! システマティックな納富プロセスを伝授!

1 4 発明の新規性について

Check.

2つの『N フィリングシート』で「有限にして完成度を高める」を実現!

1. 定義・趣旨
 (1) 発明の新規性とは、出願時における発明の客観的新しさをいい、具体的には発明が29条1項各号の一に該当しないことをいう。
 (2) 法は、発明を公表することの代償として、独占排他権である特許権を付与し(68条)、その発明のもたらす技術の累積的進歩を通じて産業の発達に寄与することを目的とする(1条)。

したがって、既に社会に公開されている発明は、改めて公表してもなんら技術進歩に貢献し得ず、保護するに値しない。また、既に社会の技術水準の一部となっている発明に独占権を付与するすれば、第三者の自由実施を害し、かえって技術進歩の妨げとなり、法目的(1条)を阻害する。

そこで、法は、発明の新規性を特許要件として規定し(29条1項各号)、新規性なき発明を特許付与の対象から排除している。

2. 発明の新規性の内容
 法は、新規な発明を直接的に規定するのが困難であることから、逆に新規性を欠く発明を規定し、これに該当する場合は新規性を有しないものとしている。

(1) 新規性を有しない発明
 ① 公然知られた発明(29条1項1号)
 「公然」とは、発明が秘密の域を脱したことを意味し、守秘義務のない不特定の者に知られた状態である。知った者の人数は問題とせず、守秘義務の有無を問題とする。守秘義務については、明示のものだけでなく、社会通念上、商慣習上の義務も含むと解する。

「知られた」とは、発明が技術的に理解されたことを意味し、現実に誰かに知られた事実を必要とする。知り得る状態で足りるすれば、29条1項2号及び3号の規定と重複するからである。

② 公然実施された発明(29条1項2号)
 「公然」「発明」については前記公然知られた発明と同義である。「実施」
 2条3項
 ただし
 られた事
 る状態で
 LEC 東京リーガルマインド
 画像はサンプルです。

3 論文 To Do List renewal 3条の2、9条の判断

2. 登録要件
 □ 全体意匠×部品の意匠の3条1項・2項、3条の2、9条の判断
 □ 全体意匠×部分意匠の3条1項・2項、3条の2、9条の判断
 □ 部分意匠×部分意匠の3条1項・2項、3条の2、9条の判断
 □ 部分意匠×部品の意匠の3条1項・2項、3条の2、9条の判断

3 趣旨穴埋め問題集 renewal 1

【職務発明】
 (1) 職務発明とは、[]であって、その性質上[]に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の[]に属するものをい。(35条1項)。
 (2) 近年における発明の多くは企業における従業者の発明であり、従業者の発明をいかに保護するかは、[]も極めて重要である。
 しかし、使用者側は、[]から[]としての発明は使用者に属すべきと主張し、一方、従業者側は、[]の結果である発明は従業者に属すべきと主張する。
 したがって、これらを[]に任せると、[]され、必ずしも妥当な結論を得ることができない。
 そこで法は、[]し、[]という[]から[]べく、職務発明制度を導入し、法的達成に有効な制度とすべく、職務発明の成立には厳格な要件を課している(35条)。

1 テーマに関する知識を簡潔に集約
 インプットテキストである『N フィリングシート』は、それぞれのテーマに関して、その内容を簡潔にまとめて確認しておくべきポイントをまとめて掲載。あいまいな知識を一つひとつ確実なものへと完成させます。

2 確認すべきポイントを確実に修得!
 それぞれのテーマの最後には、そのテーマにおいて確認しておくべきポイントをまとめて掲載。あいまいな知識を一つひとつ確実なものへと完成させます。

3 どこまで学習すべきかを明確化
 必ず覚えてほしいキーワードとなる部分を虫食いにして確認していくことで、必要な知識について見える化した論文 To Do Listなどの独自教材で、合格までの学習の有限を示します。

text

何どこまで学習すべきかを明確にした教材群で、迷いや不安のない学習を行なう。

第1章 発明特許を受ける権利等

4 過去問 ~平成28年度 特許法・実用新案法【問題1】設問(2)

【問題1】
 甲は、平成26年2月に、組成物α(以下「発明イ」という。)及びフィルム(以下「発明ロ」という。)の発明をし、日本法人乙に、発明製品を持ちかけた。乙は、甲から発明イ及び発明ロについての特許を受けたが、営業秘密として、発明イ及び発明ロについて特許出願はしないことをから実施することとした。

また、甲は、平成26年4月に、日本法人丙に対しても発明ロのフィルムを持ちかけた。丙は、甲が既に発明イ及び発明ロについての特許を受けていたことを知らずに、甲から発明イ及び発明ロについての特許を受け、平成26年4月20日、発明者を甲、受理官庁を日本国特許庁として、に含む特許協力条約に基づく日本語による国際出願A1をした。国際出願には発明イが、また、明細書には発明イ及び発明ロが、記載されている。A1について平成27年11月1日に日本への国内移行手続を完了した。

以上を前提に、以下の各設問に答えよ。ただし、各設問はそれぞれとする。

(2) 丙は、乙に対し、発明イについての特許を受ける権利を有することを説明せよ。

【解答】
 設問(2)について
 特許出願前の段階における特許を受ける権利の承継の対抗要件である(34条1項)。したがって、二重に特許を受ける権利の譲渡には、先に特許出願をした者が特許を受ける権利を取得できる。

本問では、甲は、乙と丙に二重に特許を受ける権利の譲渡を先に国際特許出願A1をしており、丙は、乙に対し、イについての特許を受ける権利を主張する。

よって、丙は、乙に対し、イについての特許を受ける権利を主張する。

5 48条の3(出願審査の請求)

チェックポイント
 1. 出願審査請求制度を導入した趣旨を説明できるようになる。
 2. 時期的要件、出願審査請求しなかった場合の効果を説明できるようになる。

1. 出願審査請求制度を導入した趣旨を説明できるようになる。
 <趣旨>
 『従来』 従来は、すべての出願について実体審査を行っていた。
 『問題点』 しかし、技術革新に伴う出願件数の増大や出願内容の複雑高度化により、審査に長期間を要し、そのため権利化及び出願内容の公開の遅れが生じていた。権利化が遅れることで、出願人に第三者の模倣権利の有無を判断するための不利益を負う。一方、自ら権利を取得する意思はないが他人に権利を取得されることを防ぐために、出願当初には権利取得の意思があったが、その後の技術開発などにより権利取得の意思がなくなった出願が多くなった。

『そこまで』 そこで、真に権利化を希望する出願のみを審査することとし、審査の遅れによる弊害を除去し、特許制度本来の機能を回復し維持すべく、出願審査請求制度が導入された。

2. 時期的要件、出願審査の請求をしなかった場合の効果を説明できるようになる。
 <時期的要件>
 1項 特許出願があったときは、何人も、その日から3年内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。
 2項 第44条第1項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第46条第1項若しくは第2項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、前項の期間の経過後であっても、その特許出願の分割、出願の変更、又は実用新案登録に基づく特許出願の日から3年内に限り、出願審査の請求をすることができる。

<出願審査の請求をしなかった場合の効果>
 4項 第1項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げるものとなります。

6

LEC 東京リーガルマインド 卒業式

無断複製・領収を禁じます